

「特定健康診査受診券」をお届けします

— 40歳以上の方は、年に一度、特定健診を受けましょう —

令和7年4月1日現在、当組合に加入している被保険者で、本年度中に40歳以上になれる方に、「特定健康診査受診券」をお届けしています。

40歳以上の被保険者を対象に内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した「特定健診」および「特定保健指導」の実施が、医療保険者に義務づけられています。生活習慣病の予防や重症化の予防をめざしています。同封の「特定健康診査受診券」で、大阪府内の多くの医療機関で、無料で特定健診が受けられます。この機会にぜひ受診しましょう。検査項目は裏面に記載しています。

1 特定健診を受ける医療機関を決めましょう

受診できる医療機関は、大阪府医師会員の医療機関(大阪府下のみ。大阪府以外での実施機関では受診できません)であって、特定健診実施機関として届け出ている医療機関です。受診する医療機関が届け出しているか直接その医療機関にご確認のうえ、予約してください。受診できる医療機関は、大阪府医師会ホームページで確認できます。

- ・ 上記に該当する場合は、貴方や貴方のご家族が開業もしくは勤務している医療機関であっても、受診することができます。ただし、医師である方で自身が自らに対して特定健診を実施することはできません。
- ・ 電話または医療機関の窓口で、必ず事前に予約してください。
- ・ 大阪府下以外の実施機関では受診できません。

2 特定健診を受けましょう

予約した医療機関の窓口で下記の①および②を提出してください。

①特定健康診査受診券……この案内に同封しています。

②当組合の被保険者証

- ・ 費用は無料です。
- ・ 受診券の有効期限は令和8年3月31日です。ただし、今年度中に75歳の誕生日を迎えられる方はその前日までに受診してください。
- ・ この受診券は、令和7年5月1日現在のデータをもとにお届けしています。受診日当日までに被保険者資格を喪失した方は受診できません。

3 特定保健指導について

特定健診の結果等は、受診した医療機関から通知されます。健診の結果により、対象となった方に、自ら目標を立て生活習慣を改善をできるように、医師や保健師などが面接等によるアドバイスを行います。「特定保健指導」を受けていただくようご案内と利用券を直接お送りします。案内が届きましたら、積極的に特定保健指導を受けましょう。(無料でご利用いただけます)。



大阪府医師国民健康保険組合

〒542-0062 大阪市中央区上本町西3-1-7

TEL: 06-6761-8096

FAX: 06-6761-0596

<http://osaka-ishikokuho.or.jp/>

特定健診の検査項目

(1) 基本的な健診の項目 (受診者全員に実施)

- ①既往歴の調査(服薬歴および喫煙歴を含む)(質問票)
- ②身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)
- ③血圧測定(収縮期、拡張期)
- ④血中脂質検査(空腹時中性脂肪、または、やむを得ない場合は随時中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロールまたはNon-HDLコレステロール)
- ⑤肝機能検査(AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP))
- ⑥血糖検査(空腹時血糖またはヘモグロビンA1c)、やむを得ない場合は随時血糖
- ⑦尿検査(糖、蛋白)

(2) 詳細な健診の項目

(それぞれ、実施基準に該当し、かつ、医師が必要と認める者だけに実施)

- ①貧血検査(ヘマトクリット値、血色素量および赤血球数の測定)
- ②心電図検査(12誘導心電図)
- ③眼底検査
- ④血清クレアチニン検査及びeGFR



特定保健指導について

- ◎特定健診の結果により健康の保持に努める必要があるとされた方(医療機関からの健診結果通知表に記載されます)を対象に、特定保健指導の案内と利用券を直接お送りします(無料でご利用いただけます)。
- ◎特定保健指導は、自分の健康を振り返り、問題点を認識して生活習慣を改善するための実行可能な目標を立てられるよう支援するもので、「動機付け支援」と「積極的支援」のレベルがあります。妊産婦や現在すでに糖尿病や高血圧症、または、脂質異常症などの治療を受けている方は除きます。

[保健指導レベル]

- ◎積極的支援…医師や保健師などにより、3ヶ月以上の継続的な支援を行い、初回アドバイス後、約3～6ヶ月後に実施状況を確認します。
- ◎動機づけ支援…医師や保健師などが面接によるアドバイス(原則1回)を行います。初回アドバイス後、約3～6ヶ月後に実施状況を確認します。

大阪府医師会 会員健診(成人病健診)をご受診される方へお願い

当組合と大阪府医師会との共同事業として実施している会員健診(成人病健診)「以下 会員健診という」には、特定健診の検査項目が含まれていますので、会員健診を受診された方は特定健診受診者となります。会員健診を受診される際には必ず「特定健康診査受診券」を大阪府医師会保健医療センター等に提出してください。なお、受診当日に受診券をお持ちになられなかった場合は、同じ年度内に会員健診と特定健診の両方を受けることはできませんのでご注意ください。

※重複受診をされた場合は、当組合へ健診費用を返還していただくことになりますのでご注意ください。

〒999-9999

大阪府〇〇〇市

〇〇〇〇

2025年(令和7年)度分

国保 花子

様

み ほ ん

特定健康診査受診券

2025年(令和7年)06月01日交付

受診券整理番号 25199999999

受診者氏名 国保 太郎

(フリガナ) (コクホ タロウ)

性別 男

生年月日 1970年(昭和45年)01月01日

住所 〒999-9999

大阪府〇〇〇市

〇〇〇〇

有効期限 2026年(令和8年)03月31日

健診内容 特定健康診査

①基本項目(全員に実施)

②詳細項目(実施基準に該当し、医師が必要と認める方だけに実施)

窓口での自己負担 上記①②いずれも無料

保険者番号

0	0	2	7	3	1	2	8
---	---	---	---	---	---	---	---

所在地

〒542-0062 大阪府中央区上本町西3-1-7

名称

大阪府医師国民健康保険組合

電話番号

06-6761-8096



契約とりまとめ機関名

集合B(大阪府)

支払代行機関番号

92799022

支払代行機関名

大阪府国民健康保険団体連合会

特定健康診査受診上の注意事項

1. 受診できる医療機関は、大阪府医師会員の医療機関であって、特定健康診査実施機関として届け出ている医療機関です。受けようとする医療機関がこれに該当するかどうかを直接その医療機関に確認のうえ、予約してください。大阪府医師会のホームページで確認できます。
2. この受診券は、大阪府下以外の実施機関では使えません。
3. 上記に該当する医療機関の場合は、貴方や貴方のご家族が開業もしくは勤務している医療機関であっても、受診することができます。ただし、医師である方ご自身が自らに対して特定健康診査を実施することは出来ません。
4. 特定健康診査は有効期限内に受診してください。
5. 受診日当日までに被保険者資格を喪失した方は受診できません。
6. 特定健康診査を受診するときには、この受診券と被保険者証を窓口に提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
7. 大阪府医師会会員健診（成人病健診）を受ける場合は、この受診券も提出願います。なお、同じ年度内に会員健診（成人病健診）と特定健康診査の両方を受けることはできません。
8. 特定健康診査の結果は、受診者本人に対し実施医療機関から通知されるとともに、保険者等において保存し、必要に応じ保健指導等に活用しますので、ご了承ください。
9. 健診結果のデータファイルは、支払代行機関で点検されることがあるほか、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承ください。
10. この受診券の記載事項に変更があった場合には、すぐに当組合に申し出て訂正を受けてください。
11. 不正にこの受診券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。
12. ご不明な点等がございましたら、当組合までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

大阪府医師国民健康保険組合

TEL 06-6761-8096 FAX 06-6761-0596